

戦没者などのご遺族の皆さまへ

第11回特別弔慰金の請求期限が近付いています。令和5年3月31日(金)までにご請求ください。請求期限を過ぎると、第11回特別弔慰金を受ける権利がなくなります。

支給対象者

令和2年4月1日(基準日)に、「恩給法による公務扶助料」や「戦傷病者戦没者遺族等援護法による遺族年金」などを受ける人(戦没者などの妻や父母など)がいない場合に、第11回特別弔慰金として、額面25万円、5年償還の記名国債が支給されます。以下の順番で順位が先のご遺族1人に支給します

- 1 令和2年4月1日までに戦傷病者戦没者遺族等援護法による弔慰金の受給権を取得した人
- 2 戦没者などの子
- 3 戦没者などの①父母 ②孫 ③祖父母 ④兄弟姉妹
- ※ 戦没者などの死亡当時、生計関係があったことなどの要件を満たしているかどうかにより、順番が入れ替わります。
- 4 上記1から3以外の戦没者などの三親等内の親族(甥、姪など)
- ※ 戦没者などの死亡時まで引き続き1年以上の生計関係があった人に限ります。

請求窓口・問合せ

☎ 福祉課 総合福祉係 ☎ 22-3167

節電のご協力をお願いします

今年の夏は、厳しい電力の需給状況となっています。熱中症予防などに気をつけながら、支障のない範囲でできる限りの節電にご協力いただきますようお願いいたします。

節電をお願いしたい期間・時間帯

7月1日(金)～9月30日(金)
特に、午後5時～午後8時

具体的な節電方法の例

- ▷ エアコン 設定温度を1～2℃上げる。(例：26 → 28℃)
- ▷ 照明 不要な照明を消す。

☎ 九州電力送配電株式会社大津配電事業所

☎ 0800-777-9433



指定管理者募集

令和5年4月からの指定管理者を募集します。応募資格を満たす法人またはその他の団体が対象です。個人での応募はできません。詳しくは市ホームページをご覧ください。

募集施設

- ▷ ASO 田園空間博物館総合案内所および阿蘇駅前噴水広場(黒川1440-1外)
- ▷ 阿蘇市農畜産物処理加工施設(小里781)

指定期間

令和5年4月1日～令和10年3月31日までの5年間

申込受付

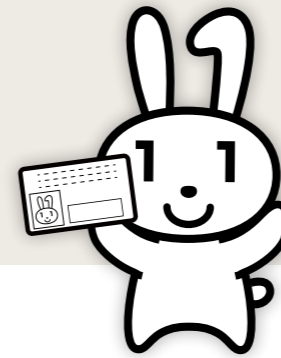
8月1日(月)～9月30日(金)

☎ まちづくり課

☎ 22-3318



市ホームページ



らくらく窓口証明書交付サービス

市民課、税務課、内牧支所、波野支所の窓口で、マイナンバーカードを利用した「らくらく窓口証明書交付サービス」を開始しました。

各窓口を設置されているタッチパネル端末を操作することで、請求書を記入することなく住民票の写しなどを取得することができます。

利用できる人

阿蘇市に住民登録があり、マイナンバーカードを持っている人

※ 利用者証明用電子証明書(数字4桁の暗証番号)を使用します。

取得できる証明書

- ▷ 住民票の写し / 住民票記載事項証明書
- ※ 住民票コードとマイナンバーは記載不可。
- ▷ 印鑑証明書(本人分)
- ▷ 戸籍の謄本 / 抄本(阿蘇市に本籍がある人)
- ▷ 戸籍の附票の写し(阿蘇市に本籍がある人)
- ▷ 所得証明書・課税台帳記載事項証明書(本人分)

POINT

タッチパネルの操作や取得できる証明書の種類は、本市のコンビニ交付サービスと同じです。より便利なコンビニ交付サービスも、ぜひご利用ください。

☎ 市民課 戸籍係 ☎ 22-3135

いろいろな情報をお届け。

くましのインフォメーション

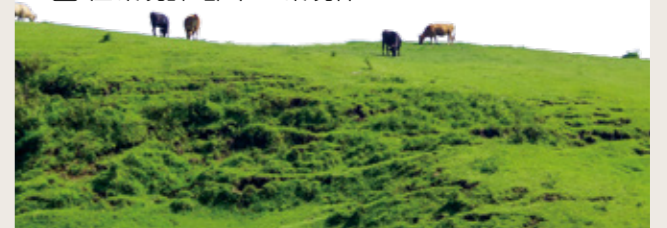
希少な野生動植物を守りましょう

阿蘇特有の希少な動植物が、乱獲や盗掘により減少し、絶滅の恐れがあります。野生動植物は市民の財産です。捕獲・採取などを行わず、次世代に引き継ぎましょう。

POINT

市では阿蘇市野生動植物保護条例により希少な野生動植物を保護しています。保護指定区域(原野採草放牧地)で捕獲・採取などする場合は市長の許可が必要です。違反した場合は、1年以下の懲役または50万円以下の罰金に処されます。
※ 地元牧野で行う盆花採取など慣習によるものは、この条例の適用から除かれています。売買や過度な採取はやめましょう。
※ 家畜伝染病予防などのため、原野への無断立入はやめましょう。

☎ 住環境課 都市・環境係 ☎ 22-3169



養護老人ホーム あそ上寿園

養護老人ホームとは?

現在置かれている環境では生活が難しく、経済的に困窮している65歳以上の高齢者が市町村長の措置によって入所できる施設です。



お酒の悩みごと、福祉の困りごとなどありませんか。お悩みや不安など、お電話等で承っております。お気軽にご相談ください。

入所ご希望の方は住所地の市町村へお尋ねください。

〒869-2226 阿蘇市乙姫1600番地1
電話:0967-32-5501

広告

借金、離婚、相続、遺言、交通事故、刑事・・・など、ひとりで悩まずお気軽にご相談下さい

受付時間：平日9時～17時15分 TEL：0967-22-5223 *完全予約制です。
音声でのご連絡が難しい方のみ、FAX0967-22-5224で相談予約受付。お名前、FAX番号を必ずご記入ください。
日程調整につきFAXで返信いたします。なお、相談にはご来所の必要があり、FAXでの相談はできません。

- ・当事務所での相談が初めての方は、30分まで無料
- ・初回30分超または2回目以降は30分3500円
- ※経済的に余裕がない方は、法テラスの無料法律相談制度をご利用になれることがあります。お問合せ下さい。

阿蘇法律事務所

阿蘇地域に根ざした法律事務所です。

弁護士 森 あい

〒869-2612 阿蘇市一の宮町宮地2005-8-203 (阿蘇市商工会一の宮支所となり)



広告

原爆の日に黙とうを

原 爆投下時刻に合わせて、サイレンを鳴らします。原爆死没者のご冥福と世界恒久平和を願い、黙とうへのご協力をお願いします。

- ▷ 広島 8月6日(土) 午前8時15分
- ▷ 長崎 8月9日(火) 午前11時2分



阿蘇税務署の書類送付先が変更

令 和4年7月から阿蘇税務署への書面による書類の送付先が変わりました。申告書や申請書・届出書などを書面により郵送で提出するときは以下の送付先に郵送してください。

- * 窓口へ持ち込んで提出する場合は、従来どおり阿蘇税務署へ提出してください。
- * 電子申告 (e-Tax) で提出する場合は従来どおり阿蘇税務署に送信してください。

送付先 〒862-8721
 熊本市東区3丁目2番53号
 熊本国税局業務センター
阿蘇税務署 ☎ 22-0551

令和5年度コミュニティ助成事業募集

宝 くじの収益金を財源とした令和5年度コミュニティ助成事業の募集を開始します。

助成を希望する行政区、自治会など(集落単位)の代表者の皆さまは、8月19日(金)までにまちづくり課へご相談ください。

一般コミュニティ助成事業

公民館などの備品整備。
 ▷ 助成限度額 250万円(10万円単位)

コミュニティセンター助成事業

公民館などの建設整備。
 ▷ 助成限度額 1,500万円
 (事業費の5分の3に相当する額)

POINT

- ・内容によっては対象とならない場合がありますので、事前に必ずご相談ください。
- ・トイレの水洗化、乗用草刈機整備は補助対象外です。
- ・行政区、自治会など(集落単位)での申請です。
- ・助成金の交付を受けた後、5年間は同じ助成事業を申請できません。
- ・募集締切は8月31日(水)です。

☎ まちづくり課 地域振興係 ☎ 22-3318



浄化槽設置の皆さまへ

浄化槽の法定検査を受けましょう

浄 化槽を設置している人には、保守点検、清掃、法定検査の3つが義務付けられています。

法定検査はトイレの排水や生活排水をきれいにする浄化槽の維持管理が適切に行われ、浄化槽がきちんと機能しているかを確認するためのもので、(公社)熊本県浄化槽協会が行います。保守点検や清掃を行っていても必ず検査を受けてください。

浄化槽設置後の水質検査

- ▷ 対象 新たに浄化槽を設置した人
- ▷ 回数 浄化槽設置後3~8ヵ月に1回

定期検査

- ▷ 対象 浄化槽を設置している人
- ▷ 回数 毎年1回

☎ (公社)熊本県浄化槽協会
 ☎ 096-284-3355

浄化槽使用の休止の届出をしましょう

長 期間使用していない浄化槽は、阿蘇保健所に「浄化槽の使用の休止の届出」を行うことで清掃、保守点検、法定検査が免除されます。

再開するときは、保健所に30日以内に届け出なければいけません。再開の届出をしなかった浄化槽設置者や虚偽報告者には罰則などが科せられます。

☎ 阿蘇保健所 衛生環境課 ☎ 24-9035

犬を飼うときの ルールとマナー



犬 を飼うときは社会のルールやマナーを守りましょう。動物が嫌いな人や苦手な人もいます。放し飼いや鳴き声、ふんや尿などで、地域社会に迷惑をかけるようにしましょう。

犬の登録

全ての飼い犬は登録しなければなりません。飼い始めたら市民課または各支所で登録申請をしてください。登録後に犬鑑札を交付しますので必ず犬に装着してください。

- * 生後90日以内の場合、90日を過ぎてから登録
- * 登録料 3,000円

犬を譲り受けたら

新しい飼い主が市民課または各支所で登録変更の届け出をしてください。前飼い主から譲り受けた犬鑑札や狂犬病予防注射済票が必要です(登録料は不要)。前飼い主が犬鑑札の交付を受けていないときは、新たに登録申請をしてください。

登録の変更

飼い犬が死亡したときや登録している内容に変更があった場合には30日以内の届け出が必要です。

狂犬病予防注射

生後91日以上全ての飼い犬には、毎年1回の狂犬病予防注射が義務付けられています。

Check 飼い主の責任は重大

飼い主には、犬に限らず、ペットが命を終えるまで適切に飼養する責任があります。ペットを飼い始めたら最後まで愛情と責任をもって飼いましょう。

☎ 市民課 生活衛生係 ☎ 22-3135

排水設備工事責任技術者資格認定試験

とき 11月13日(日) 午前9時15分~午前11時30分
ところ 熊本学園大学

費用 受験料 5,100円

申込み書の配布場所

- ▷ 市役所 上下水道課 下水道係
- ▷ (公財) 熊本市上下水道サービス公社 ホームページ

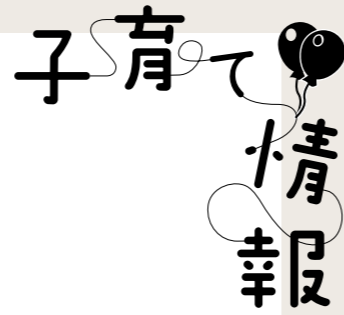


サービス公社
ホームページ

☎ (公財) 熊本市上下水道サービス公社
 ☎ 096-288-7362

きれいな川を 保ちましょう





児童扶養手当、ひとり親家庭等医療費助成の現況届は

8月31日(水)まで

☎ 福祉課 子育て支援係 ☎ 22-3167

現況届は、8月1日時点で児童扶養手当やひとり親家庭等医療費助成の受給要件を満たしているかの確認と、所得要件の審査を行い、手当の支給額を決定するものです。届出がないと、1月支払分(11月分)以降の手当や9月分以降の医療費助成を受けることができなくなります。忘れずに提出をお願いします。
※ 対象者に書類を送付しています。

児童扶養手当とは？

父または母と生計を同じくしていない児童などが育成される家庭の生活の安定と自立を促進することを目的として支給されます(所得制限があります)。

ひとり親家庭等医療費助成制度とは？

ひとり親家庭などの医療費(保険診療分)の3分の2を助成します(所得制限があります)。

感謝

「緑の募金」お礼とご報告

令和4年「緑の募金運動」は、市全体で、660,000円(令和4年7月15日時点)の募金が集まりました。ありがとうございました。

この募金は、公益財団法人熊本県緑化推進委員会で取りまとめられ、地域の緑化や植樹・育林などを推進するために活用されます。

今後とも緑の募金運動へご協力をお願いします。

☎ 農政課 畜産林業係 ☎ 22-3274

食改 だより

食生活改善推進員協議会では、活動の一つとして減塩調味料を使った料理を試作しました。

試作を通して、減塩調味料の手軽さ、おいしさを実感しました。減塩調味料を使った料理は、野菜のうま味が引き出され、減塩でもちょうどいい味付けでした。塩分の多いものを食べると喉が乾くのですが、試食では喉が渇かず、減塩の効果を感じました。

減塩は全ての世代にとって大切です。皆さんも、減塩調味料を手にとってみませんか？

☎ 健康増進課 ☎ 22-5088

あそ若者しごと相談会

就労について悩んでいる若者たちをサポート。

とき 8月24日(水) 午前10時～午後3時

ところ ハローワーク阿蘇

☎ たまな若者サポートステーション

☎ 0968-74-0007

あそカフェ

認知症の人や家族、地域住民が気軽に集い相談や悩みを語り合う憩いの場。

阿蘇保健福祉センター 8月10日(水)

波野保健福祉センター 8月12日(金)

(いずれも午前10時～正午)

☎ 阿蘇市地域包括支援センター ☎ 32-5122

こころの悩み相談@熊本連携中枢都市圏

LINEでつながるこころの相談室。心理系の資格を有する専門家などが相談を受けています。どんな小さな悩み事でもご相談を。予約不要・相談無料です。通信料は利用者負担です。

相談方法

QRコードから友達登録をし、相談時間帯にアプリ上に表示されている「大人向け相談」か「児童生徒・学生向け相談」のボタンを押してください。専門家が優先度を判断し順番に返信します。

とき 毎週火曜日・日曜日 午後6時～午後10時

令和5年3月28日(火)まで

☎ 健康増進課 ☎ 22-5088

友達追加はこちら▶



心配ごと相談 ※要予約

日常生活の悩み、心配ごとに関する相談。

とき 8月4日(木)・18日(木)・9月1日(木) 午前10時～正午

ところ 阿蘇保健福祉センター

☎ 阿蘇市地域包括支援センター ☎ 32-5122

法律相談 ※要予約

【民事・家事・刑事など】

とき 8月4日(木)・9月1日(木) 午後1時～午後4時

【消費問題・不動産・土地・建物など】

とき 8月18日(木) 午前9時30分～正午

ところ 阿蘇保健福祉センター

☎ 阿蘇市地域包括支援センター ☎ 32-5122

子育て相談 ※要予約

保健師・管理栄養士・臨床心理士などがお子さんの成長に合わせたアドバイスを行います。

とき 8月5日(金)・19日(金)・9月2日(金) 午前9時～午後2時

ところ 一の宮保健センター

☎ 健康増進課 ☎ 22-5088

年金出張相談 ※要予約

年金請求の手続きや受給している年金などについて相談できます。

一の宮保健センター 8月1日(月)・15日(月)

農村環境改善センター 8月8日(月)・22日(月)

(いずれも午前10時～午後3時)

☎ 熊本東年金事務所 ☎ 096-367-2503

子どもの人権110番

人権擁護委員や法務局職員がみなさんのお話を聞いて一緒に考えます。相談は無料で秘密は守られます。1人で悩まずにお電話ください。

※ 通常は月曜日～金曜日の午前8時30分から午後5時15分まで同じ専用相談電話で相談に応じています。

電話 0120-007-110

受付 8月26日(月)～9月1日(木)

▷ 平日 午前8時30分～午後7時

▷ 土・日 午前10時～午後5時

相談内容 いじめ、暴力、虐待、体罰など、子どもをめぐるさまざまな人権問題

☎ 法務局阿蘇大津支局 ☎ 096-293-2272

内科 循環器科 腎臓内科 人工透析 在宅療養支援診療所 心臓リハビリテーション

毎週火曜日『夕方外来』を実施しております

仕事終わりの社会人の方、夕方空き時間がある方は是非 毎週火曜日 午後5時～午後7時 予約不要の『夕方外来』をご活用下さい。(予約も可能) (最終受付 午後6時30分)



医療法人 坂梨ハート会

さかなしハートクリニック

小里249番地2 ☎ 24-6262

